

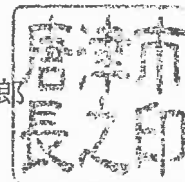


唐津市告示第251号

令和7年度唐津焼産業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月26日

唐津市長 峰 達 郎



令和7年度唐津焼産業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和7年度唐津焼産業振興事業補助金交付要綱（令和7年告示第139号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び次の各号に掲げる要件をいずれも満たす唐津焼窯元」を「、唐津焼窯元及び複数の唐津焼窯元又は唐津焼窯元と他業種の事業者で構成する任意団体」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、唐津焼窯元は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助金の額
第2条に掲げる唐津焼協同組合が行う事業	旅費、展示会等出展費、会場使用料、展示装飾費、消耗品費、印刷製本費、広報費、通信運搬	補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。
第2条に掲げる唐津焼窯元が行う事業	費、機器賃借料及び委託料、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。
第2条に掲げる複数の唐津焼窯元又は唐津焼窯元と他業種の事業者		補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額とし、20万円を限度とす

で構成する任意団体が 行う事業		る。
--------------------	--	----

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。